

◎一般廃棄物処理施設維持管理情報(平成30年度)

第1清掃工場

1. 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号イ)

(単位 トン)

種類 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ごみ搬入量	4759.36	5332.48	4868.16	4962.06	4762.34	5524.14	5310.28	5036.38	5415.94			
残滓搬出量	627	849	624	547	625	627	806	754	772			

2. 焼却炉の運転状況 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号ロ及びハ)

1号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	24	18	3	21	13	17	23	8	22			
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	907	900	893	896	902	898	899	905	899		
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	215	214	189	201	206	211	209	212	213		
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	6	5	5	4	3	5	5	5	6		
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置		

2号炉

項目 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定結果の得られた日	11	29	30	16	30	27	27	30	27			
燃焼室中の燃焼ガス温度 °C	測定位置 燃焼室	894	895	899	887	903	885	887	892	888		
集じん器に流入する燃焼ガス温度 °C	測定位置 EP入口	201	208	213	206	207	209	206	212	212		
排ガス中の一酸化炭素濃度 ppm	測定位置 煙突入口	2	2	3	2	3	2	3	3	3		
冷却設備及び排ガス設備に堆積したばいじんの除去	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置	常時機械式 清掃装置		

○注:EPとは電気集じん器の略です。

○連続測定記録等はデータ量が多いため、記録データ保存管理しておりますので当工場で閲覧による公表を致します。記載数値は定常運転時の月平均値です。

○定常運転とは、当日の24時間の内運転時間が5時間以上で時間平均燃焼室温度が800℃以上であること。

3. 排ガス中のばい煙濃度測定結果（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2第1号二）

項目 / 焼却炉			1号炉					測定実施回数	
試料採取位置			煙突入口					ばい煙濃度測定回数	
試料採取月日			4月27日	5月10日	8月7日	10月16日		6回/年	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月15日	6月28日	9月25日	12月6日		ダイオキシン類濃度測定回数	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	-	10月19日	-		2回/年	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令	
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002 未満	0.002	0.003	0.002 未満		大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満		大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	8 未満	7 未満	8 未満	7 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	70	64	72	61		大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	-	0.26	-		ダイオキシン類対策特別措置法	

項目 / 焼却炉			2号炉					測定実施回数	
試料採取位置			煙突入口					ばい煙濃度測定回数	
試料採取月日			4月27日	5月10日	8月8日	10月16日		6回/年	
ばい煙濃度測定結果の得られた月日			6月15日	6月28日	9月25日	12月6日		ダイオキシン類濃度測定回数	
ダイオキシン類濃度測定結果の得られた月日			-	7月10日	-	-		2回/年	
測定項目	規制基準値	単位	測定結果（酸素濃度12%換算値）					適用法令	
ばいじん	0.08	g/m ³ N	0.002 未満	0.002	0.003	0.002		大気汚染防止法	
硫黄酸化物	8.65	m ³ N/h	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満		大気汚染防止法	
塩化水素	122	ppm	7 未満	7 未満	7 未満	7 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
窒素酸化物	250	ppm	63	67	69	65		大気汚染防止法	
カドミウム及びその化合物	1.45	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
銅及びその化合物	28.95	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
鉛及びその化合物	5.79	mg/m ³ N	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満		大阪府生活環境の保全等に関する条例	
ダイオキシン類	1	ng-TEQ/m ³ N	-	0.11	-	-		ダイオキシン類対策特別措置法	

○測定結果については、測定・分析を測定業務委託業者にて実施しており、測定結果が得られしだい順次記載いたします。